

建設分野のフィジカル AI コンソーシアム

規約(案)

令和8年●月●日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、「建設分野のフィジカル AI コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、河川・道路等の建設分野(土木)におけるフィジカル AI の社会実装を加速するため、産学官が連携し、データ、開発基盤、安全、評価、制度等の協調領域の整備を進めるとともに、実証や実装を通じて得られた知見を共有しながら、業界横断的な課題の解決を図ることを目的とする。

あわせて、施工の自動化のみならず、施工計画、施工管理、点検、維持管理等を含む建設生産プロセス全体を対象として、フィジカル AI の活用に向けた方向性を関係者が共有し、社会実装に必要な環境整備を推進する。

(活動内容)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 建設分野のフィジカル AI の社会実装に必要なデータ、開発基盤、安全、評価、制度等の協調領域の整備に関する議論
- 二 建設分野のフィジカル AI の実証や実装を通じて得られた知見や課題に関する議論
- 三 建設生産プロセス全体を対象としたフィジカル AI の活用に関する議論
- 四 第一号から第三号に掲げる事項の議論の会員間での共有
- 五 会員間の課題・研究・技術・開発等の情報共有、連携強化に関する活動
- 六 建設分野のフィジカル AI の社会実装に向けた国内及び海外への情報発信に関する活動
- 七 その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 コンソーシアムの目的及び活動内容に賛同する企業、団体、有識者、関係府省庁、地方公共団体、研究機関その他関係機関等(以下「企業等」という。)を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- 一 一般会員 コンソーシアム活動を通じて得られた技術や知見のうち、共有可能な情報の提供及びフィジカル AI に関するニーズ・シーズ調査等に協力できる企業等
 - 二 プロジェクト会員 プロジェクトチームに所属し、検討・実証・データ提供等を実施する企業等
- 3 プロジェクト会員は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- 一 日本の法律に基づき設立された法人であって、日本国内に事業所又は研究開発拠点を有するもの
 - 二 国の行政機関(その施設等機関を含む。)及び地方公共団体の機関
 - 三 日本国内に住所を有する有識者
- 4 前項の規定にかかわらず、企画運営委員会が、国外の企業等の特別な研究開発能力、技術若しくは知見又は研究施設等の活用、国際標準化への対応その他コンソーシアムの目的の達成の観点から特に必要と認める場合は、前項の要件を満たさない企業等をプロジェクト会員として選定することができる。

(入会)

第5条 コンソーシアムへの加入を希望する者は入会申込書を事務局に提出し、以下の手続きを経た者が入会することができる。

- 一 一般会員 事務局にて承認した者
- 二 プロジェクト会員 企画運営委員会での審議を踏まえて選定された者

(会費)

第6条 コンソーシアムの会費は当分の間、徴収しない。

- 2 会員がコンソーシアムの活動に参加するために要する費用は、原則として当該会員の負担とする。ただし、個別の事業または実証等において別に定める場合は、この限りではない。
- 3 会費を徴収する際は別に定める。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、あらかじめ事務局に届け出なければならない。

- 2 プロジェクト会員は、退会にあたり、所属するプロジェクトチームの活動に関して自己が作成・取得・管理する資料、データ、設計書、ソースコード、成果物その他一切(未完成のものを含む。以下「退会時成果物」という。)の取扱いについて、第14条第10項に定める協定書等の定めに従うものとする。協定書等に定めがない場合は、企画運営委員会及び当該秘密情報を開示した者(以下「開示者」という。)と協議するものとする。
- 3 プロジェクト会員は、退会日までに生じた費用について、第14条第10項に定める協定書等に定めがある場合に限り、当該定めに従い精算する。
- 4 前二項の規定は、プロジェクト会員が第14条第12項の規定によりプロジェクトチームから離脱した場合及び第13条第9項の規定によりプロジェクトチームが廃止された場合について準用する。
- 5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、企画運営委員会の議決により、その会員を除名することができる。
 - 一 本規約に違反又はコンソーシアムの信用を著しく害したとき
 - 二 解散又は営業を停止したとき
 - 三 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - 四 その他コンソーシアムの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

第3章 役員

(役員)

第8条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名以内

(会長及び副会長)

第9条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

(任期)

第10条 役員の任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

(報酬)

第 11 条 役員はいずれも無報酬とする。

第4章 組織

(全体会議)

第 12 条 コンソーシアムに全体会議を置く。

- 2 全体会議は、会員をもって構成し、年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 3 全体会議は、コンソーシアムの活動方針及び成果(プロジェクトチームによる活動成果)等について会員と共有する。
- 4 全体会議は、会長が招集し、議長を務める。ただし、初回の全体会議は事務局が招集する。

(企画運営委員会)

第 13 条 コンソーシアムに企画運営委員会を置く。

- 2 企画運営委員会は、コンソーシアム全体の活動方針、その他コンソーシアムの運営等に関する事項を審議し、決定する。
- 3 企画運営委員会は、企画運営委員により構成する。
- 4 企画運営委員は、事務局が選定する。
- 5 企画運営委員会に、学識経験者その他専門的知見を有する者のうちから事務局が選定する企画運営アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置くことができる。
- 6 アドバイザーは、企画運営委員会に出席し、専門的見地から助言を行う。アドバイザーは企画運営委員会の構成員とはせず、議決権を有しない。
- 7 企画運営委員及びアドバイザーの任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。
- 8 企画運営委員会は、会長を企画運営委員のうちから、副会長を企画運営委員又はアドバイザーのうちから選任する。
- 9 企画運営委員会は第 3 条に規定する活動を行うため、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、又は廃止することができる。廃止された当該プロジェクトチームにのみ所属していたプロジェクト会員は原則として一般会員へ区分変更されるものとする。
- 10 企画運営委員会は、プロジェクトチームの活動状況を把握し、その円滑かつ効果的な運営を図るため、各プロジェクトチームに対して必要な助言を行う。あわせて、

プロジェクトチーム間の調整、複数のプロジェクトチームに共通する課題の整理、及びコンソーシアム全体として取り組むべき事項の検討を行う。

- 11 企画運営委員会における審議は、審議事項に利害関係を有する企画運営委員及びアドバイザーを除いた上で行う。
- 12 企画運営委員会は、毎年度1回以上開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認めたとき
 - 二 企画運営委員から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき
- 13 会長は、前項第二号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に企画運営委員会を招集しなければならない。
- 14 企画運営委員会は、企画運営委員の過半数の出席（代理人による出席及び委任状による出席を含む。）をもって成立する。この場合において、アドバイザー、及び第11項の規定により審議から除かれた企画運営委員は、出席者の数に算入しない。
- 15 企画運営委員会の議事は、出席企画運営委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 16 企画運営委員会の委員長は、会長又は会長が指名する企画運営委員が務める。
- 17 委員長は、必要があると認めるときは、企画運営委員及びアドバイザー以外の者（以下「臨時出席者」という。）に企画運営委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 18 事務局は、企画運営委員会の議事について、開催の日時及び方法、出席者、審議事項並びに議事の経過の概要及びその結果を記載した議事録を作成し、委員長の確認を受けるものとする。

（プロジェクトチーム）

第14条 コンソーシアムには、第13条第9項の規定により企画運営委員会が設置するプロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは、プロジェクト会員をもって構成する。
- 3 プロジェクトチームには、代表幹事を置き、代表幹事は企画運営委員会が指名する。
- 4 代表幹事は、プロジェクトチームを招集し、その運営を総括する。
- 5 代表幹事は、就任に当たり、第17条の規定を遵守する旨をあらかじめ書面で誓約するものとする。
- 6 代表幹事又は代表幹事が指名する者は、プロジェクトチームの活動状況及び活動により生じたアイデア、知見その他の成果について、企画運営委員会に報告する。

- 7 代表幹事は、必要があると認めるときは、事務局の了承を得て、会員以外の者（以下「臨時参加者」という。）にプロジェクトチームへの出席を求めることができる。この場合において、臨時参加者は、第 17 条の規定を遵守する旨をあらかじめ書面で誓約するものとする。
- 8 プロジェクト会員は、当該プロジェクトチームの検討内容に応じて、自らの役職員のうちから適任者を参加させることができる。参加者は、あらかじめ事務局に届け出るものとし、変更するときも同様とする。
- 9 プロジェクト会員の参加期間は、当該プロジェクトチームが廃止されるまでを基本とする。
- 10 プロジェクトチームの設置又は活動にあたり、プロジェクト会員、事務局、代表幹事及び臨時参加者のうち関係する者との間で、秘密保持、成果（アイデア、知見その他の成果を含む。）の取扱い、知的財産権の帰属及び利用、費用負担その他必要事項を定める協定書等を締結することができる。
- 11 前項の協定書等を締結した場合、当該プロジェクトチームの活動に関しては、当該協定書等の当事者間において、当該協定書等の定めが本規約に優先して適用されるものとする。
- 12 プロジェクト会員は、あらかじめ事務局に届け出るにより、プロジェクトチームから離脱することができる。全てのプロジェクトチームから離脱したプロジェクト会員は、一般会員に区分変更されるものとする。

（事務局）

第 15 条 コンソーシアムの庶務は、国土交通省 大臣官房 技術調査課 施工企画室及び国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 社会資本施工高度化研究室が行う。

第5章 その他

（検討成果等の取扱い）

- 第 16 条 全体会議、企画運営委員会及びプロジェクトチームの活動報告、検討成果その他これらの活動を通じて得られた知見及び情報（以下「検討成果等」という。）は、原則として、全体会議又は事務局を通じて、会員に共有する。
- 2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果その他の会員に共有することが適当でない知見又は情報が含まれる場合、事務局は、情報提供者若しくは権利者の申出により、又は自らの判断により、検討成果等の共有の範囲、方法その他の取扱いに制限を設けることができる。この場合において、事務局が自らの判断により制限を設けるときは、あらかじめ情報提供者及び権利者の意見を

聴くものとする。

- 3 会員は、検討成果等について知的財産権(特許権、意匠権、実用新案権、商標権及び著作権その他の知的財産権をいう。以下同じ。)に関する出願、登録その他の権利取得の手続き(以下、「出願等」という。)を行おうとする場合は、あらかじめ事務局にその旨を報告し、取扱いについて協議するものとする。ただし、本項の規定は、会員による権利取得の判断又は出願の時期を不当に制約することを目的とするものではなく、会員の出願機会及び営業秘密の保護に不当な不利益を与えないよう運用するものとする。
- 4 活動の過程において生ずる知的財産権の取扱いについては、「知的財産権取扱ガイドライン」に準拠して、第 14 条第 10 項に定める協定書等において、あらかじめ定めるものとする。
- 5 「知的財産権取扱ガイドライン」の制定及び改廃は、企画運営委員会が行う。

(秘密保持)

- 第 17 条 会員、企画運営委員、アドバイザー、代表幹事、臨時出席者及び臨時参加者(以下「会員等」という。)は、コンソーシアムの活動において知り得た他の会員等の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の会員等の秘密を第三者に開示し、若しくは漏えいし、又はコンソーシアムの活動以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に開示者の書面による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 プロジェクトチームは、建設機械メーカー、ゼネコンその他競合関係に立ち得る事業者が参加し、技術情報及び実証データの共有・検討を行う場であるが、その活動は独占禁止法やその他の競争上機微な情報の交換制限を遵守して行われなければならない。
 - 3 本条の義務は、会員等が退会、又はその地位を失った後も存続する。

(議事の公開)

- 第 18 条 全体会議、企画運営委員会及びプロジェクトチームは原則非公開とするが、各回の議事概要及び配布資料は速やかに公開するものとする。ただし、秘密情報が含まれる場合、その他事務局が必要であると認めるときは、情報提供者の意向確認を経た上で議事概要又は配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(免責事項)

- 第 19 条 事務局は、会員等が共有した情報等により会員等又は第三者が損害を被った場合であっても、故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わない

い。

- 2 事務局は、会員等が共有した情報の内容、品質、安全性、適法性又は有用性等について保証しない。会員等は、コンソーシアムの活動において共有された情報を、自らの判断と責任において利用するものとする。
- 3 実証等における安全確保及び責任分担は、第 14 条第 10 項に定める協定書等において個別に定める。

（個人情報）

第 20 条 本会活動において個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令を遵守するものとし、具体的な取扱方法は必要に応じて別途定める。

（その他）

第 21 条 本コンソーシアムは法人格を有さず、対外的な契約締結は事務局又は各会員が個別に行う。

（規約の制定改廃）

第 22 条 本規約の制定改廃は、企画運営委員会の議決により行う。

2 事務局は、本規約を改廃したときは、速やかに会員に通知する。

（雑則）

第 23 条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、企画運営委員会が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和 8 年●月●日から施行する。